

**第 54 期（令和 5 年度）熊本地方最低賃金審議会  
第 3 回 本審 議事録**

1 日 時 令和 5 年 8 月 14 日（月） 16 時 20 分～17 時 30 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 猿渡委員、西委員、花岡委員、森田委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、坂本委員、原委員、山下委員

（熊本労働局）新田労働局長 【事務局】東労働基準部長、柴田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

【地域別最低賃金関係】

（ 1 ） 熊本県最低賃金改正の答申について

【特定（産業別）最低賃金関係】

（ 2 ） 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の報告及び答申について

（ 3 ） 特定最低賃金専門部会決議の審議会令第 6 条第 5 項の適用について

（ 4 ） 特定最低賃金改正決定の諮問について

（ 5 ） 今後の特定最低賃金審議予定について

（ 6 ） その他

5 議事内容

指導官 ただいまから、第 54 期（令和 5 年度）第 3 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、会議は原則として公開することとなっております。事務局では、傍聴希望者を公示いたしましたところ、本日は 4 名の方から傍聴の申し込みがあり、3 名の方が傍聴されていますので、御案内申し上げます。

なお、本日の審議会は、傍聴とは別に、取材のため報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今後の議事進行を会長にお願いいたします。倉田会長よろしくお願ひいたします。

会長

皆様こんにちは。今年度は、審議が延長したこともございまして、関係する皆様にはいろいろな意味で調整などありがとうございました。延長したことによって改めて相対的な視点から、今の熊本県にとって相応しい最低賃金がいかなる水準であるべきか、ということにつきまして、労使と公益委員が一体となって真摯な議論が尽くされたものと思っております。本日、この本審で議論いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは定足数の報告を事務局からお願いします。

指導官

本日の委員の出席は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名で、委員総数 15 名中 14 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項（委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席）の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

申し訳ございませんが、マスコミの皆様はここで、一旦、退室をお願いいたします。熊本労働局長への答申の際には、再度お声がけいたしますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、始めさせていただきます。

議題 1 の「熊本県最低賃金改正の答申」についてです。熊本県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会を 6 回開催し審議した結果、結審致しましたが、全会一致での結論とはなりませんので、専門部会報告に基づきまして、審議をお願いすることになりました。

事務局は各委員に報告書（写）を配付してください。

（報告書（写）配付）

会長

お手元に報告書（写）が配付されましたでしょうか。それでは、事務局は報告書の朗読をお願いします。

指導官

それでは朗読します。

令和 5 年 8 月 14 日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会

熊本県最低賃金専門部会

部会長 倉田 賀世

## 熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月5日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

- 1 公益代表委員 倉田賀世、諏佐マリ、本田悟士
- 2 労働者代表委員 猿渡研一、西広継、山本寛
- 3 使用者代表委員 岩永秀則、坂本浩、原悟

## 別紙1

### 熊本県最低賃金

- 1 適用する地域  
熊本県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 898円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月8日

以上です。

会長

ありがとうございます。それでは部会長を務めました私から審議経過について簡単ではございますが、概略を説明させていただきます。

まず、労使それぞれの見解の詳細につきましては、今年度初めての試みといたしまして、熊本労働局のホームページに掲載をさせていただいておりますので、是非、傍聴の皆様もそちらを御覧いただければと思います。

労使双方の主張の概要といたしましては、労側は、今季春闘の賃上げ額の流れを未組織労働者や、最低賃金近傍労働者に波及させる必要性があり、また労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準として、誰もが

時給 1,000 円の早期実現を目指すといったことを念頭におきまして、熊本県下の実勢賃金、あるいは、有期短時間契約等労働者の賃上げ額、賃上げ率等を前提といたしまして、第 1 回目、900 円を超える金額提示となりました。一方で使側は、中央最低賃金審議会が、消費者物価指数に重点を置いた目安額の提示を行ったことを意識されまして、熊本市の消費者物価指数に着目した金額提示をいただきました。今年度は、中央最低賃金審議会で見された目安額が例年に比べて高かったということもございまして、目安額であります C ランク 39 円には及ばない額からのスタートとなった次第です。

これに基づきまして、今まで審議を続けてまいりましたが、その中では地域間格差の是正や、人たるに値する生活を保障するための賃金水準の必要性、あるいは実勢賃金の状況等に基づきまして、引き上げを求めるといった主張がある一方で、企業の二極化の進行、また、原材料費の値上げ等による企業コストの上昇、或いはこれらを価格転嫁することの困難さ、そして、熊本は T S M C の進出という引き上げ材料があるわけですが、これにつきましても、まだ全県的にこの波及効果が及びきっていない実情があるという御意見もあったところです。

双方の見解を基に審議を行いまして、本日の専門部会で最終的な金額の再提示を労使からいただきましたが、結果的には開きがある状態でしたので、公益見解に基づきまして採決を行い、結審をしました。この金額につきましては今報告がありましたように 898 円、45 円の増額ということになっています。なお、企業にとりましては時間額にして 40 円を超える大幅な引き上げということにもなりますので、対応が難しい企業もあるかと思えます。そこで、本審議会といたしましては、このような企業が取りこぼしなくついていけるような環境を政策的に整備するというにつきましても、積極的な対応をお願いする為に、今後、熊本労働局長に建議を付し、また熊本県知事に要望書を提出したいと考えております。

審議経過につきましては簡単ではございますが以上となります。

ただいまの報告につきましても、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

委員全員 (質問なし)

会長 それでは、専門部会では全会一致ではございませんので、専門部会報告に基づきまして、審議会としての議決を皆様をお願いすることになります。専門部会報告に対する採決を行いたいと思えます。採決に入ります前に事務局に定足数の確認をお願い致します。

指導官 本日の委員の御出席は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用



指導官

それでは朗読します。

(案)

熊賃審発第9号  
令和5年8月14日

熊本労働局長 新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年7月5日付け熊労発基0705第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

別紙1

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域  
熊本県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 898円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月8日

以上です。

会長

ありがとうございます。  
それではこの答申文につきまして、御意見等ございますでしょうか。

委員全員

(意見なし)

会長 御意見等なければ承認いただいたということによろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。

それでは、承認いただきましたので、委員の皆様はこの文案の(案)のところを取ってください。この後正式に熊本労働局長に答申をすることといたしますので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

(答申文作成)

(マスコミ入室)

指導官 それでは、熊本地方最低賃金審議会会長より熊本労働局長へ、熊本県最低賃金の改正決定について答申を行います。

会長お願い致します。

会長

熊賃審発第9号 令和5年8月14日
熊本労働局長 新田 峰雄 殿
熊本地方最低賃金審議会 会長 倉田 賀世
熊本県最低賃金の改正決定について(答申)
当審議会は、令和5年7月5日付け熊労発基0705第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

別紙1
熊本県最低賃金
1 適用する地域 熊本県の区域
2 適用する使用者

- |  |
|--|
| 前号の地域内で事業を営む使用者                            |
| 3 適用する労働者<br>前号の使用者に使用される労働者               |
| 4 前号の労働者に係る最低賃金額<br>1時間 898円               |
| 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの<br>精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 |
| 6 効力発生の日<br>令和5年10月8日                      |

答申いたします。

(答申文手交)

指導官

ただいま、倉田会長から、新田労働局長へ熊本県最低賃金の改正決定について答申されました。

それでは、新田労働局長から一言挨拶を申し上げます。

新田労働局長お願いします。

局長

ただいま熊本地方最低賃金審議会長から、熊本県の最低賃金の改正決定についての答申を受け取らせていただいたところであります。

私からは、委員の皆様方への御礼を申し上げたいと思います。

7月5日の第1回の審議会で諮問をさせていただきました「熊本県最低賃金の改正決定」につきまして、委員の皆様におかれましては、気候も変動するなか、連日真摯に調査審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

特に今年度におきましては、8月1日の第2回の審議会において伝達させていただきました、中央最低賃金審議会の目安額が過去最高額となっていることや、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていること、或いは、ランク区分が4ランクから3ランクへ変更となった初めての審議であるといったことなど、様々考慮すべき事項が多岐にわたるなかで、長時間に及ぶ真摯な議論をいただきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今後、所定の手続きを踏まえまして、熊本県の最低賃金を決定してまいりたいと考えておりますので、決定をした最低賃金については、その円滑な施行に向けまして周知等、特に中小企業・小規模事業者の方々への支援などにも努めまして、この最低賃金が多くの方々に遵守、徹底されるように努めてまいりたいと考えております。

長時間にわたる審議、誠にありがとうございました。



指導官                    それでは、恐れ入りますが、マスコミの皆様の撮影及び録音はここまでとさせていただきます。今後とも最低賃金の周知広報等に御協力をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

会長                        それでは、2番目の議題に入ります。  
「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の報告及び答申について」です。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、本日開催されました運営小委員会で審議を行い、全会一致で2業種につきまして「必要性有り」との結論が出されておりますので、運営小委員会委員長の私から、審議の経過を御報告いたします。

6月29日に3業種から改正決定の申出があり、7月5日にその改正決定の必要性の有無に関する諮問が熊本労働局長から行われました。中央最低賃金審議会の答申におきまして、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問された場合には、審議会は全会一致の議決に至るよう努力することが必要とされております。また、必要性有りとなった場合は、地域別最低賃金を超える額で会長から局長に対して答申することとなります。

本日、運営小委員会を開催し、労働協約ケースで申出がなされた特定最低賃金の3業種につきまして、改正決定の必要性の有無の審議を行いました。「電気」及び「輸送」につきましては、全会一致で「改正決定の必要性あり」という結論が出ております。なお、「百貨店」につきましては、労働協約の賃金の最も低い額である時間額が895円となっています為、改正決定の必要性なしとして、今回は改正を見送るとの結論になっています。

以上が経過報告となります。皆様方よろしいでしょうか。

委員全員                (異議なし)

会長                        ありがとうございます。  
それでは事務局は報告書の朗読をお願いいたします。

指導官                    朗読します。

令和5年8月14日	
熊本地方最低賃金審議会 会長 倉田 賀世 殿	熊本地方最低賃金審議会 運営小委員会 委員長 倉田 賀世
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について(報告)	

当小委員会は、令和5年7月5日熊本地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び、「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」については、改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

#### 記

- 1 公益代表委員  
泉潤、倉田賀世、諏佐マリ、本田悟士、森口千弘
- 2 労働者代表委員  
猿渡研一、西広継、山本寛
- 3 使用者代表委員  
岩永秀則、坂本浩、原悟

以上です。

会長 ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、何か御質問はございませんでしょうか。

委員全員 (質問なし)

会長 ありがとうございます。それでは運営小委員会報告を受けまして、本審議会として答申を行うため審議をいたします。今朗読いただきました報告書のとおり、答申してよろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。それでは皆様から御了解を得られましたので、答申文を取りまとめたいと思います。事務局は答申文案の準備をお願いいたします。

(答申文(案)作成、配付)

会長 皆様、お手元に答申文（案）は配付されましたでしょうか。  
それでは、答申文（案）を朗読してください。

指導官 朗読します。

（案）

熊賃審発第 10 号  
令和 5 年 8 月 14 日

熊本労働局長 新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他 2 件の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 5 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。
- 3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金について、改正決定する必要がない。

以上です。

会長 ただいまの答申文（案）について、御質問等ございますでしょうか。

委員全員 （質問なし）

会長 無いようでしたら、御承認いただいたということで、熊本労働局長へ答申したいと思えます。

委員の皆様は答申文（案）の（案）をお取りください。事務局は答申文の準備をお願い致します。

( 答申文準備 )

会長

それでは答申いたします。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について答申いたします。

どうぞよろしく申し上げます。

( 答申文手交 )

会長

ただいま、熊本労働局長に対しまして、二つの特定最低賃金につきまして必要性ありの答申を行いました。

次に、3番目の議題であります、「特定最低賃金専門部会決議の審議会令第6条第5項の適用について」ですが、最低賃金審議会令第6条第5項で「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

なお、全会一致とならなかった議決につきましては、本審で審議を行う余地があることから、同項の運用に当たっては、専門部会の議決が全会一致の場合に限ると考えます。

そこで、特定最低賃金各専門部会が、全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、各特定最低賃金専門部会の決議をもって当審議会の決議とすることとしてよろしいでしょうか。

委員全員

( 異議なし )

会長

ありがとうございます。それでは各専門部会が、全会一致で議決した場合につきましては、審議会令第6条第5項を適用して、「最低賃金専門部会の決議をもって当審議会の決議とする」ことといたします。

次に4番目の議題、「熊本県特定最低賃金の改正決定の諮問について」です。先程、「必要性あり」と答申いたしましたが、熊本労働局長が諮問の要否を判断されたようですので、局長よろしくお願い致します。

局長

改正決定について諮問させていただきます。

先ほど答申いただきました2業種の特定最低賃金の改正決定について、調査審議をお願いします。

( 諮問文手交 )

会長                   ただいま、局長から諮問文を受け取りました。  
事務局から諮問文の（写）を、委員の皆様方にお配りしますので、御確認をお願いいたします。

（諮問文（写）配付）

会長                   皆様、お手元に配布されましたでしょうか。それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いいたします。

指導官               朗読します。

熊労発基 0814 第 1 号 令和 5 年 8 月 14 日
熊本地方最低賃金審議会 会長 倉田 賀世 殿
熊本労働局長 新田 峰雄
最低賃金の改正決定について（諮問）
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、 下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。
記
1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機 械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）
2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造 業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）

以上です。

会長                   ありがとうございます。  
それでは、諮問文につきまして御確認いただきましたので、今後の取扱いですが、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づきまして、二つの特定最低賃金専門部会を設置し、調査審議を行うこととなります。  
つきましては、「特定最低賃金専門部会委員の任命」と「関係者からの意見聴取」について、事務局から説明をお願いいたします。

室長

特定最低賃金専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項により、同令第3条の規定を準用することとされており、「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされております。

この規定に基づきまして、8月14日(月)から8月29日(火)まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に、2業種に対しての専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行う予定としております。また、併せて熊本労働局のホームページにも掲載することとしております。

関係労使の皆様は推薦手続をお願い申し上げます。

次に、関係者からの意見聴取でございますが、最低賃金法第25条第5項には、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と規定され、また、最低賃金法施行規則第11条には、「都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。」と規定されております。

この規定に基づきまして、8月14日(月)から8月29日(火)まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に、関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定としております。また、併せて熊本労働局のホームページにも掲載することとしております。

以上です。

会長

ありがとうございます。労使関係者の皆様におかれましては、専門部会委員の推薦の件につきまして、出来るだけ早い御推薦をお願いいたします。ただいまの説明に対して何か御質問等ございますでしょうか。

委員全員

(質問なし)

会長

次に、5番目の議題、「今後の特定最低賃金審議予定について」です。事務局から説明をお願いします。

室長

特定最低賃金審議予定に関して、御説明いたします。

本日、特定最低賃金改正決定についての諮問が行われましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、特定最低賃金専門部会を設置すること

になります。そのため、先ほど申し上げたとおり、労働者側委員、使用者側委員の推薦公示を8月29日(火)まで行います。関係労使の皆様は、推薦手続きをお願いいたします。

例年どおり12月15日の発効とする場合は、今年の日程でいきますと10月16日(月)までに答申をする必要があります。そこで、10月16日(月)に、第5回本審を開催する予定です。皆様方におかれましては、調査審議の御協力と日程の確保につきまして、よろしくお願い申し上げます。

特定最低賃金専門部会の日程調整につきましては、専門部会のメンバーが確定していませんので、確定いたしましたらただちに御連絡いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

会長 ただいまの説明につきまして、何が御質問等ございますでしょうか。

委員全員 (質問なし)

会長 よろしいでしょうか。

以上で予定されておりました議題はすべて終了しましたが、皆様から他に何かございませんでしょうか。

委員全員 (意見なし)

会長 ないようでしたら、事務局から今後の審議日程について説明をお願いします。

室長 本日、地域別最低賃金が答申の運びとなりましたので、本日8月14日から8月29日(火)まで異議申出の公示を行います。異議申出が提出されますと異議申出に係る審議を行うこととなりますので、公示期間後の8月30日(水)午前9時30分より、第4回本審をA棟10階大会議室で開催いたしますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。  
以上です。

会長 ありがとうございます。

日程等につきまして、何か御質問等ございますか。

委員全員 (質問なし)

会長 それでは最後になりますが、本日の議事録及び資料の公開の有無についてですが、議事録及び資料につきましては、公開ということでよろしいでしょうか。

委員全員           （異議なし）

会長                それでは、議事録及び資料につきましては、公開とさせていただきます。  
大変お忙しい中、日程調整をいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。  
どうもお疲れ様でした